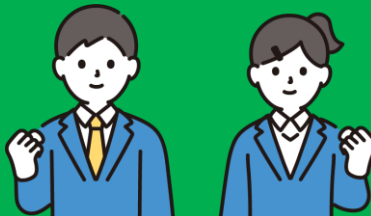


大切なお知らせ



# 高校生の 学びを支えます。



奨学のための  
給付金

## 高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する  
**返還不要の給付金**です。

### 対象世帯

- 生活保護世帯
- 住民税所得割が非課税の世帯
- 年収**270万円以上380万円未満**の世帯 **拡充**
- 年収**380万円以上490万円未満**の世帯 **拡充**

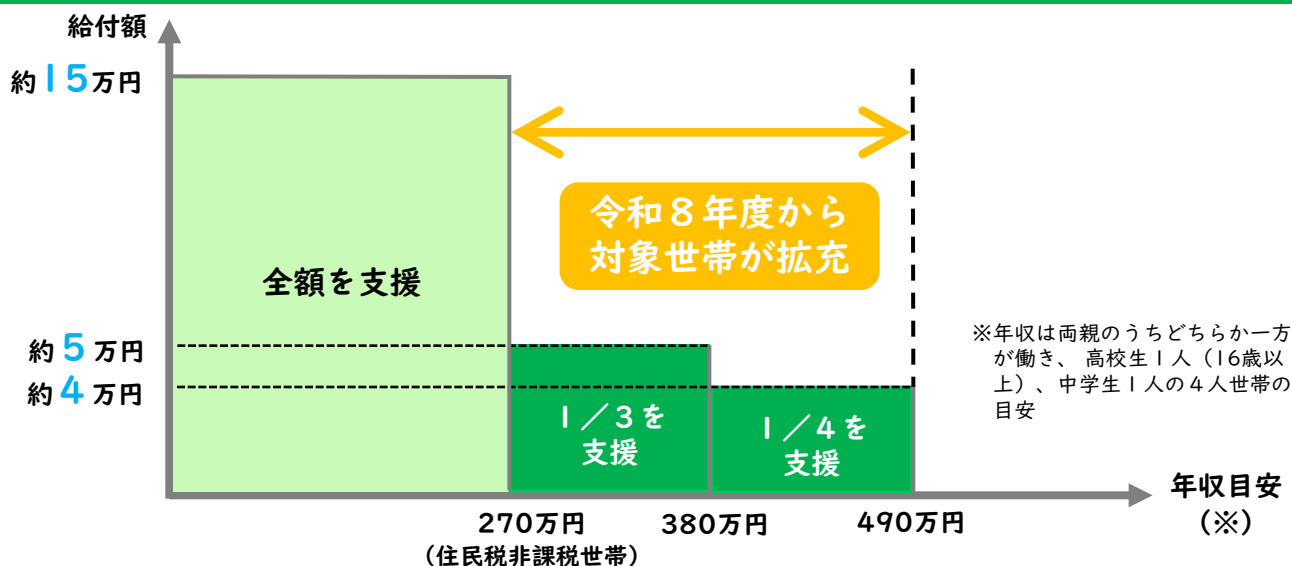
※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります(詳細は次頁参照)。  
※ 家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。

### お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- 新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。

※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。  
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

### 令和8年度の支援イメージ(私立高校・全日制の場合)



詳しくは、**お住まいの都道府県または学校**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)



# 生徒等の国籍・在留資格等に関する要件

## 国籍・在留資格等の要件

## 必要書類

① 高等学校等（外国人学校を除く）に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

生徒等の以下のいずれかの書類  
 ・ 就学支援金等の支給決定通知の写し  
 ・ 特別永住者証明書の写し  
 ・ 在留カードの写し  
 ・ 住民票の写し（原本）

（家族滞在は以下の書類も提出）  
 ・ 小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

② 高等学校等に在学する①以外の生徒等及び外国人学校に在学する生徒等の世帯

生徒等の以下のいずれかの書類  
 ・ 就学支援金等の支給決定通知の写し  
 ・ 在留カードの写し  
 ・ 住民票の写し（原本）

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。



## 保護者等の所得に関する要件

ご自身の所得割額などは  
[マイナポータルで「わたしの情報」](#)  
 から確認できます。



保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（※）により判定します。

※生活保護世帯は生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況により判定

### 所得要件

### 必要書類

- ① 上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯
- ・ 生活保護世帯
  - ・ 住民税非課税世帯
  - ・ 所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯（年収270～380万円世帯）
  - ・ 所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯（年収380～490万円世帯）

- 以下のいずれかの書類
- ・ 生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
  - ・ 保護者等全員の課税証明書又は非課税証明書等

- ② 上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯
- ・ 生活保護世帯
  - ・ 住民税非課税世帯

## 令和8年度の給付額

令和8年度 給付額 (年額)	生活保護世帯・ 住民税非課税世帯 (年収270万円未満世帯)		所得割額が 100円以上105,500円未満 (年収270～380万円世帯)		所得割額が 105,500円以上182,500円未満 (年収380～490万円世帯)		
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護世帯	3万2,300円	5万2,600円					
上記以外 の世帯	全日制等	14万3,700円	15万2,000円	4万7,900円	5万670円	3万5,930円	3万8,000円
	通信制	5万500円	5万2,100円	1万6,830円	1万7,370円	1万2,630円	1万3,030円

## 家計急変支援について

- ・ 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの都道府県が定める家計急変事由が発生したことで、従前得ていた収入を得ることができない場合に支援を受けることができます。
- ・ 家計急変事由が発生した場合、速やかにお住まいの都道府県または学校へ相談して下さい。

主な  
要件

対象となる家計急変事由に該当

+

世帯年収が所得要件相当まで減少  
 ※生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。

給付額

7月1日  
までに申請

年額を給付

7月2日  
以降に申請

年額を月割りにした額を給付